

# 国土調査法19条5項指定制度による 地図作成にご協力ください。

兵庫県は、地籍調査・地図作成の進捗率が31%（2025年1月現在）と、  
全国の進捗率53%（2025年1月現在）に比べて低い状態です。

そこで、民間事業者の方々に『国土調査法19条5項指定制度』をご活用のおうえ  
「兵庫県の地図作成」にご協力いただければと考えています。

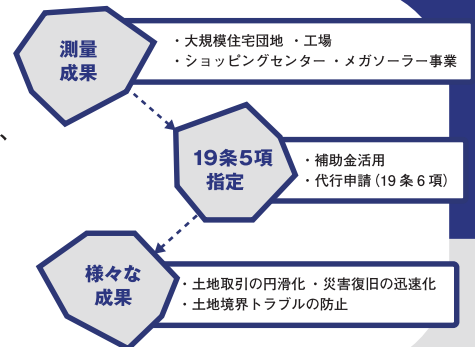
災害が起こった際の迅速な復興のためにも、  
ご協力のほどぜひお願いいたします。

## 19条5項とは？

- 土地に関する様々な測量・調査の成果を国土交通省が指定することにより、  
国土調査（地籍調査）と同様に取り扱うことができる制度。
- 指定を受けた成果は地図として登記所に備え付けられる。

【対象となる測量結果】

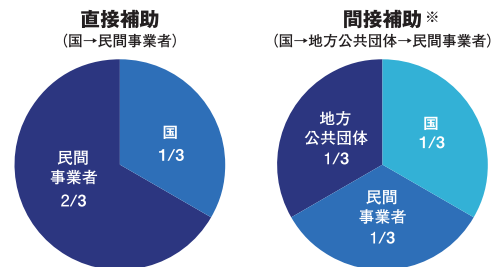
世界測地系に基づく測量／1地区あたり500㎡以上／測量の誤差が国土調査法施行令の規定の範囲内



## Point 01

### 補助金制度

人口集中地区または都市計画区域において、19条5項申請をする前提で測量を実施する場合、国の補助金制度が活用できます。補助金の申請にあたっては、調査の着手前に、ウラ面の窓口にご相談してください。補助率は右図の通り。



※補助割合は各自治体により異なります。

## Point 02

### 市町による代行申請

19条5項指定申請は市町による代行申請（19条6項代行申請）が可能です。測量成果を市町の地籍調査担当部局へ提供すると、成果の所有者に代わって市町が19条5項指定申請をするため、申請にかかる手間が無くなります。

詳しくは  
ウラ面にて